

財務諸表等の用語 様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>（特定事業を営む会社の附属明細表）</p> <p>第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第三号）、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）又は株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の適用を受ける株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用</p>	<p>（特定事業を営む会社の附属明細表）</p> <p>第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第三号）又は株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の適用を受ける株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭</p>

金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の適用を受ける指定法人については、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

三十三（略）

和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の適用を受ける指定法人については、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

三十三（略）

改正案	現行
<p>（信用金庫連合会の付随業務）</p> <p>第五十三条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 当該信用金庫連合会が株式会社国際協力銀行とともに行う資金の貸付けを受ける者のためにする債務の保証（株式会社国際協力銀行が行う資金の貸付けに係る債務の保証に限る。）</p> <p>七（略）</p> <p>259（略）</p>	<p>（信用金庫連合会の付随業務）</p> <p>第五十三条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 当該信用金庫連合会が株式会社日本政策金融公庫とともに行う資金の貸付けを受ける者のためにする債務の保証（株式会社日本政策金融公庫が行う資金の貸付けに係る債務の保証（金融庁長官が定める資金の貸付けに係る債務の保証に限る。）に限る。）</p> <p>七（略）</p> <p>259（略）</p>

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号） 第三十九條第二項</p> <p>2～4（略）</p> <p>別紙様式1～4（略）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～4（略）</p> <p>別紙様式1～4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 株式会社国際協力銀行及び沖縄振興開発金融公庫</p> <p>十四～二十七（略）</p> <p>二十八～三十二（略）</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法）平成十九年法律第五十七号（第十三条第三項に規定する専任の部門に限る。）及び沖縄振興開発金融公庫</p> <p>十四～二十七（略）</p> <p>二十八～三十二（略）</p>

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）

改正案	現行
<p>（申込み等を受けた金融機関が緊密な連携を図る者）</p> <p>第四条 法第四条第四項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 株式会社商工組合中央金庫</li> <li>二 株式会社日本政策投資銀行</li> <li>三 株式会社国際協力銀行</li> <li>四 沖縄振興開発金融公庫</li> <li>五 独立行政法人奄美群島振興開発基金</li> <li>六 独立行政法人中小企業基盤整備機構</li> <li>七 独立行政法人福祉医療機構</li> <li>八 独立行政法人住宅金融支援機構</li> </ul> <p>2 （略）</p>	<p>（申込み等を受けた金融機関が緊密な連携を図る者）</p> <p>第四条 法第四条第四項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 株式会社商工組合中央金庫</li> <li>二 株式会社日本政策投資銀行</li> </ul> <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三 沖縄振興開発金融公庫</li> <li>四 独立行政法人奄美群島振興開発基金</li> <li>五 独立行政法人中小企業基盤整備機構</li> <li>六 独立行政法人福祉医療機構</li> <li>七 独立行政法人住宅金融支援機構</li> </ul> <p>2 （略）</p>